（完成検査）

第百二十八条　カジノ施設供用事業者は、第百二十四条の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

2　前項の検査の申請は、当該申請に係るカジノ施設に係る第四十四条第一項の検査の申請と同時にしなければならない。

3　カジノ管理委員会は、第一項の検査の結果、当該カジノ施設が第百二十六条第一項第一号（第四十一条第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

4　カジノ管理委員会は、第一項の検査については、その申請に係るカジノ施設を第四十四条第一項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

（変更の承認等）

第百二十九条　カジノ施設供用事業者は、次に掲げる事項の変更（第二号に掲げる事項にあっては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一　カジノ施設のカジノ行為区画の位置

二　カジノ施設の構造若しくは設備（専らカジノ事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。）又はこれらの管理方法

三　役員

2　前項の承認（同項第三号に掲げる事項の承認を除く。第四項から第六項までにおいて同じ。）の申請は、当該申請に係る変更と同時に当該カジノ事業者が当該カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の変更をしようとするときは、第四十八条第一項の承認（同項第一号又は第三号に掲げる事項の承認に限る。第四項及び第六項において同じ。）の申請と同時にしなければならない。

3　第百二十六条第一項及び第二項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「から第五号まで」とあるのは、「、第三号」と読み替えるものとする。

4　カジノ管理委員会は、第一項の承認については、第二項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設に係る第四十八条第一項の承認を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

5　カジノ施設供用事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

6　前項の検査の申請は、第一項の承認と同時に第四十八条第一項の承認を受けたカジノ事業者がある場合には、同条第七項の検査の申請と同時にしなければならない。

7　カジノ管理委員会は、第五項の検査の結果、当該カジノ施設が第百二十六条第一項第一号（第四十一条第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

8　カジノ管理委員会は、第五項の検査については、第六項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設を第四十八条第七項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

（カジノ事業の免許に関する規定の準用）

第百三十条　第四十一条第三項、第四十二条及び第四十九条から第五十一条までの規定は第百二十四条の免許について、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第五項、第六項、第十一項及び第十二項、第五十二条、第五十三条（第一項第一号から第六号までを除く。）並びに第五十七条の規定はカジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用事業について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（認可主要株主等に関する規定の準用）

第百三十一条　前章第一節第二款の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（カジノ施設供用事業者が行う業務の規制）

第百三十二条　カジノ施設供用事業者は、カジノ施設供用事業者が行う業務（カジノ施設供用業務以外の施設供用事業に係る業務を含む。以下同じ。）を他の者に委託するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　カジノ施設供用事業者は、カジノ事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ事業者との緊密な連携の下に、カジノ施設並びに当該カジノ施設供用事業者が管理する部分に係るカジノ施設の構造及び設備を、第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するよう維持しなければならない。

（カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約）

第百三十三条　カジノ施設供用事業者は、その行う業務に関し、第九十四条各号（第一号ホ及びヘを除く。）のいずれにも該当する契約以外の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この条において同じ。）を締結してはならない。

2　カジノ施設供用事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

一　カジノ施設供用業務に係る契約

二　カジノ施設供用事業者が行う業務の委託に係る契約（前号に掲げるものを除く。）

三　カジノ施設供用事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

3　前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。

4　第九十三条第三項及び第四項並びに第九十六条から第百二条までの規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定の業務に従事する者の確認）

第百三十四条　カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ施設供用業務（次項及び次条において「特定カジノ施設供用業務」という。）に従事させてはならない。

一　次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）

イ　内部監査

ロ　財務

ハ　イ又はロに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事

二　次に掲げる業務を統括管理する業務

イ　第百三十二条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務

ロ　この項の規定、次項において準用する第百十五条、第百十七条及び第百十八条の規定並びに次条の規定の遵守のために必要な業務

三　前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める業務

2　第百十五条から第百二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（従業者の制限等）

第百三十五条　カジノ施設供用事業者は、第百二十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事させてはならない。

2　第百二十一条第二項から第四項までの規定は、カジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）について準用する。

3　第百二十三条の規定は、カジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。